

第3回 呉市斎場次期事業者選定委員会 摘録

日時 : 令和7年3月26日（水） 13:30～
場所 : 呉市役所本庁舎 752会議室

1 開会

2 「実施方針に関する質問への回答」の報告について（別紙1）

別紙1「実施方針に関する質問への回答」の報告について、事務局より説明を行った。

【質問・回答等】

委員	6個の意見はどう対応するのか。
事務局	質問回答を2回行いたいので、スケジュールを見直したい。 物価変動については、市の方から契約書で案を示すが、優先交渉権者決定後、協議の場を設ける。
委員	条件が変わらないか。
事務局	物価変動については、受注者から協議の申出があった場合は協議に応じることなど、内閣府から通知が出されている。
委員	リスク分担表の別途、協議するとはどういう意味か。
事務局	別途、検討するという意味である。

3 「斎場（火葬場）に係る市民アンケート調査結果」の報告について（別紙2）

別紙2、「斎場（火葬場）に係る市民アンケート調査結果」の報告について、事務局より説明を行った。

【意見】

委員	アンケートのネガティブ評価のところをどう潰していくかが重要になると思った。
----	---------------------------------------

【質問・回答等】

委員	施設の清潔さや使いやすさは、すべての施設の回答か。
事務局	すべての施設の回答である。
委員	施設の清潔さの(3)、(4)は呉市斎場が対象かどうか、というデータはないのか。
事務局	呉市斎場ではない。
委員	その他意見で、小部屋があれば良い、椅子がない部屋があり困った、館内の放送が聞こえにくい、他の人と待合で出会った、というのはどこ施設のことか。
事務局	館内放送の件は呉市斎場である。待合の件は東部火葬場である。
委員	対応はどうするのか。
事務局	お年寄りが和室は辛いということなので、呉市斎場の待合和室は椅子を入れ

	る等の対応をする。館内放送についてはモニタリングで事業者に伝え、対応してもらう。
--	--

4 議題

(1) 実施要領（案）について（資料1・1、資料1・2、資料1・3）

資料1・1 「呉市斎場次期事業実施要領（案）」、資料1・2 「呉市斎場次期事業実施要領 別紙1 サービス購入料の構成等について」及び資料1・3 「呉市斎場次期事業実施要領 別紙2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」について、事務局より説明を行った。

【意見】

委員	資料1・1の5ページから6ページの公共施設等の概要で、全てに建築年数を入れたほうがいいと思う。
委員	資料1・3に、改修工事、サービス購入料Bは対象外、という文言を一言入れてはどうか。

【質問・回答等】

委員	資料1・3の4ページの、アの書類によるモニタリングの長期修繕計画（事業期間終了後25年間の長期修繕計画）の意味合いがよくわからない。
事務局	これは（事業期間終了時に）最終的に出してもらうが、事業期間の中の長期修繕計画は、最初に出してもらっている。最終的に出してもらうことで市に有利となるし、事業者にもそれほど負担にはならない。
委員	資料1・2の5ページの、5のところで、ここだけ件数で計算するはどうしてか。
事務局	要求水準書の別紙で、将来火葬件数を示しており、事業者もそれを見て燃料費を提案することになるので、件数で精算しようということである。
委員	資料1・1の10ページのスケジュールで、⑥と⑧の間に2回目の質問を入れることであれば、⑨を9月議会が終わったあとにできないか。
事務局	S P Cを作る必要があるので期間をとっている。
委員	資料1・3のモニタリングは、改修工事にも適用されるのか。
事務局	改修工事については、契約不適合のほうで不具合を補償してもらう。
委員	資料1・3の1ページの（5）の必要と判断した場合は、という文言の意味は。
事務局	一定の抑止力であり、普段は公表しないと思うが、適切にしないと世間に知らしめることができる、という権利を担保するために一言入れている。

(2) 要求水準書（案）について（資料2・1、資料2・2、資料2・3、資料2・4、資料2・5、資料2・6、資料2・7、資料2・8）

資料2・1 「呉市斎場次期事業要求水準書（案）」、資料2・2 「呉市斎場次期事業要求水準書 別紙1 将来火葬件数」、資料2・3 「呉市斎場次期事業要求水準書 別紙2 長期計画修繕の内容」、資料2・4 「呉市斎場次期事業要求水準書 別紙3 備品リスト」、資料2・5 「呉市斎場次期事業要求水準書 別紙4 呉市斎場使用件数」、資料2・6 「呉市斎場次期事業要求水準書 別紙5 合葬式墓地受付要領 参考資料 令和6年度呉市合葬式墓地募集案内」、資料2・7 「呉市斎場次期事業要求水準書 配布資料 竣工図」及び資料2・8 「呉市斎場次期事業要求水準書 配布資料

修繕履歴」について、事務局より説明を行った。

【質問・回答等】

委員	今回の要求水準で今までにはないことで求めていることがあれば教えていただきたい。
事務局	1ページ目の事業方針に書いてあることが、今回新たに求める部分になっていく。大きなところとしては運営しながら火葬炉 12 基を大規模改修することかと思う。
委員	運営管理については新しいものはないか。
事務局	基本的にはないが残骨灰のところだけが大きく異なる。
委員	資料 2-3 について現在の業務の内容で同じようなことをしているのか。
事務局	防水のやりかえ等は事業に入っていない。
委員	上の 2 つの修繕は厳しいと感じた。
事務局	目安を示しているだけであるのでマストではない。維持できる計画であれば認める。
委員	現行事業でこういう項目があって、どれが必須で、どれが提案して欲しい部分かがぱっと見てわかるような資料がない。
委員	資料 2-1 の 16 ページの照明、空調、火葬炉設備はサービス購入料 B に該当するのか。
事務局	そうである。
委員	資料 2-1 の 21 ページの FAX 対応のところで個人情報の取り扱いについて記載すること。
事務局	記載する。
委員	資料 2-1 に書かれていないうことも評価すると思うが、例えば屋上等の太陽光発電の提案があった場合、どう評価すればよいか。
事務局	審査いただくものが事業者選定基準になる。この中で増収増益をはかるものなど、独自事業で維持管理の足しにしてくださいという項目があればそこで拾えるが、今は求めていないので市として提案を求めていないということになるかと思われる。
委員	吳市はどのようなスタンスか。屋上はないとして、駐車場・緑地の上を使う提案は可能性がある。
事務局	提案を否定はしない。

(3) 事業者選定基準（案）について（資料 3）

資料 3 「吳市斎場次期事業事業者選定基準（案）」について、事務局より説明を行った。

【質問・回答等】

委員	評価項目で火葬炉の改修は出てこないか。
事務局	4 ページの 2. (2) の火葬炉設備の性能維持や改修の運営への配慮が該当する。
委員	4 ページの 2. (2) の 5 項目、5 ページの 3. (2) の 4 項目が、ひとまとめで 20 点になっているのが微妙である。

	事務局のほうで検討すること。
事務局	事務局案を作成する。

(4) 様式集について（資料4・1、資料4・2）

資料4・1「呉市斎場次期事業様式集(Word版)」及び資料4・2「呉市斎場次期事業様式集(Excel版)」について、事務局より説明を行った。

意見・質問はなかった。

(5) 基本協定書（案）について（資料5）

資料5「呉市斎場次期事業基本協定書（案）」について、事務局より説明を行った。

【質問・回答等】

委員	協定書は呉市の法務部のかたは見ているのか。
事務局	見てもらっている。
委員	構成員の変更は第3条で書かれているが、第11条はどういう意味か。
事務局	第11条は契約の受注者の地位を別の会社に移す場合を想定している。
委員	第6条、第8条の10分の1は同じで構わないか。
事務局	呉市の別施設の条文を引用している。

(6) 業務委託契約書（案）について（資料6）

資料6「呉市斎場次期事業業務委託契約書（案）」について、事務局より説明を行った。

【質問・回答等】

委員	リスク分担表がこれには無いようだが。
事務局	別途作るようとする。

5 その他

- ・第4回委員会は、8月下旬を予定している。開催の日時、場所は各委員と調整し、連絡する。

6 閉会

以上